

平成27年2月16日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成26年12月16日（火） 13時30分～15時30分

2 会場

県庁北棟5階A会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、飛澤委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 3名

4 議事の概要

(1) 議題1 会長の選任

委員の互選により、藤井委員が会長に選任された。

(2) 議題2 前回の議事概要及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題3 届出案件について

【コメリパワー十和田店に係る新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 騒音の予測値は基準値内であり、問題はないものと考えられる。
- ② 計画地周辺は北側の国道102号線以外はそれほど交通量が多くない。
- ③ 当店舗からの退店について、右折出庫の予測についても問題はないように思われる。
- ④ 駐輪台数が10台とかなり少なく感じるが、店舗で扱う品物が資材といったものが中心であることを考えると、当店舗は車で買い物に来るような店舗であると考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【新三光ストア新井田店に係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果につ

いて説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 当店舗の前面道路である県道29号線は国道45号線から田向のイオンや市民病院に通じる道路であり、交通量はかなり多い。
- ② 騒音予測地点P6'は空き地のようである。
- ③ その他指針に基づき生活環境に配慮した事項等にアイドリング・ストップ及び場内徐行走行の呼びかけ看板を設置し、お客様に静穏のお願いをする旨記載があり、また看板の設置を追加で報告している。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過していること、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域、第二種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ユニバース下長店に係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 今回の届出は開店時刻を早めるものである。小学校は多少店舗から離れている所にあり、問題はなさそうである。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ユニバース根城店に係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 当店舗は駐車場との間に全て道路がある。このあたりは住宅地の中であり、生活道路であることから車が混雑するところである。現在もかなりの頻度で警備員が誘導している。
- ② 現状も交通量が多く、近くに小学校があり、また、その先に中学校もあることから配慮が必要である。

③当店舗の近隣で事故が起こったというのであれば、交通安全対策に留意する文言を追加すべきと考える。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 周辺交通に著しい影響が生じることのないよう十分留意し、店舗周辺の歩行者の安全確保に努めること。また、近隣に小学校及び中学校があり、開店時刻ならびに駐車場利用時間帯が通学時間と重なる恐れがあることから、児童生徒の安全確保に配慮すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。